

『粟鹿大明神元記』の「国造」

篠川 賢

はじめに

『粟鹿大明神元記』（以下『元記』と略記する）は、但馬国朝来郡の神部直氏の系譜であり、
豎系図の形式を留める貴重な史料である。^①その冒頭の記載や奥書によれば、和銅元年（七〇八）
八月十三日に神部直根閨によって「勘注言上」されたとあり、さらに末尾には長保四年（二〇
〇二）正月廿一日付けの神祇官の証判が付されている。本文の系譜部分は、「神祖」の伊佐那
伎命と伊佐那美命が相生んだ素佐乃乎命を祖とし、第三十代神部直根閨に至るまでの系譜であ
る。前半は大神君（朝臣）氏の系譜と共通する部分、後半が神部直氏独自の系譜となっている。
それによれば、神部直氏は、但馬国朝来郡に鎮座する粟鹿神社の祭主を世襲した一族であり、
但馬国造に任じられ、朝来郡大領にも任じられた一族であったという。

『元記』に神部直氏が但馬国造に任じられたとあることについて、かつて筆者は、それは事

実の伝えではなく、神部直氏が自氏を、選叙令郡司条に郡領への優先任用の定められた国造氏であることを示そうとした述作と考えられると述べた。すなわち、実際に但馬国造を世襲した一族は但馬君氏であり、律令制下における養父郡・朝来郡の郡領氏族であるとともに国造兵衛を出したこともある日下部氏は、その但馬君氏と同族であるとしたのである。⁽²⁾そしてそれは、当時における一般的見解でもあった。ただほかにも、神部直氏を朝来地方の国造、日下部氏を養父地方の国造とし、それらがともにのちに但馬国造と称したとする説や、本来の但馬国造は神部直氏であったが、七世紀後半に至って日下部氏（但馬君氏）の手に移ったとする説⁽⁴⁾があり、必ずしも共通理解が得られていたわけではなかった。そしてその後、改めて神部直氏の但馬国造就任を事実とみてよいとする見解が提示され、一方では、但馬君氏と日下部氏を同族とみることはできないとする見解⁽⁶⁾も示されている。本稿では、これらの問題について考えることにしたい。

一 『元記』の「国造」

『元記』に「国造」（但馬国造）の語がみえるのは、第二十一代神部直速日・第二十二代神部直忍・第二十九代神部直万侶・第三十代神部直根閑それぞれの尻付の文章においてである。⁽⁷⁾

【史料1】 神部直速日の尻付

母曰^二倭三川君等上祖角大草命之女浦稚姬命^一。右人、磯香高穴穗宮御宇稚足彦天皇御世、依^二神拜祭^一神部直姓給伎。又但馬国国造定給伎。即祭主以上非頭。

【史料2】 神部直忍の尻付

母曰^二物部連小事之女意富安姬命^一。右人、磐余稚核宮御宇息長大足姬天皇御世、但馬国人民率、粟鹿大神荒術魂召著^二於船鼻^一、伝^二百濟^一奉仕。然返祭来時^朝、同朝廷神事取持奉仕。仍但馬国造^止奉仕定給賜。又給^二神宝楯二面、大刀二柄、鏡二面、頸玉一箇、手玉一箇、足玉一箇、神田七十五町九段百八十歩、神戸二烟^一。上件物、給^二粟鹿大神^一、宝藏立、神宝物畜積。始祭主忌始、上呼^二十一月寅日^一、中呼^二子日^一、下呼^二十二月申日^一、祭鎮。

【史料3】 神部直万侶の尻付

娶^二神部直^一之女子秦女^一。右人、難波長柄豊前宮御宇天万豊日天皇御世、天下郡領并国造懸領定給。于^レ時、朝来郡国造事取持申。即大九位叙仕奉。

【史料4】 神部直根閑の尻付

右人、後岡本朝廷御宇天豊財重日足姬天皇御宇時、但馬国民率新羅誅仕奉。即返参来、同朝廷御宇始叙^二朝来郡大領司^一所^レ擬仕奉。又近江大津宮御宇天命開別天皇御宇、庚午籍勘造日、依^二書竿知^一而国政取持、国造懸領并殿民源之是非勘定注朝廷進。即庚午年籍。粟鹿郷上戸主神部直根閑年卅矣。神戸里切分奉、九条三里田四里田己、十条四里田五里田六

まず、尻付の史料性についてであるが、『元記』それ自体の成立については、これまでの研究により、末尾に付された神祇官の証判の年月日である長保四年正月廿一日に近い時期の成立であり、冒頭の三行と和銅元年の奥書も、その段階に記されたものとみられている。溝口睦子は、その時期は神部直氏が日下部氏に粟鹿神社の神主（祭主）の地位を奪われそうになった時期、あるいは奪われて間もない時期とみるのが妥当であろうとしている⁸⁵。

本文（系譜部分）の尻付の文章については、それよりは遡る時期の作成と考えられるが、第十七代太多彦命の尻付に和銅六年（七一三）設置の「美作国」の名がみえること、太多彦命の弟の意富弥希毛知命の尻付に「淡路国三原郡幡多郷」、第三十代根闍の尻付（史料4）にも「粟鹿郷上戸主」と「郷」の表記がみられることなどから、奥書の年月日である和銅元年八月十三日より後の作成と考えられる。溝口は、尻付では神部直氏が但馬国造に任じられた一族であると主張していること、系譜そのものが朝来郡大領に任じられたとする根闍で終わっていることなどを理由に、尻付の文章は、神部直氏が孝徳朝以来の「譜第重大」の家柄であると主張しようとした根闍自身か、その子孫によって、八世紀代に作成されたものと考えられるとしている⁸⁶。系譜部分は、その記載様式や人名の特徴から、いくつかの原系譜を合わせたものと考えられ、尻付の文章も、その原形のすべてが同時期に作成されたものとは限らないが、現状の文章

は、八世紀代の作成と考えてよいであろう。『元記』に改めて検討を加えた鈴木正信は、系譜部分の世系が確定したのも、八世紀後半から九世紀初頭にかけてのことと考えられるとしている。¹²

さて、【史料1】であるが、これによれば、第二十一代神部直速日は、「磯香高穴穗宮御宇稚足彦天皇御世」（成務朝）に、神（粟鹿大神）を「拝祭」することによって「神部直」の姓を賜り、また但馬国の国造に定められたとされる。最後の「即祭主以上非顕」の部分は難解であるが、是澤恭三は、速日以前ははまだ神部直姓を賜っていない時代であるから、「祭主」を公称できなかったという意味であろうとしている。¹³あるいは、一代前の第二十代猛日の尻付にすでに「祭主」とあり、第十八代大彦速命の尻付に粟鹿大神の鎮祭の開始が記されていること、一方【史料2】にあるとおり、次の第二十二代神部直忍の時に神宝を賜って粟鹿大神の宝蔵を立て、「祭主忌」を始めたと具体的な祭祀の始まりを記し、次の第二十三代神部直伎閉以降、第二十八代神部直都牟自までの尻付には、いずれも「粟鹿大神祭主奉仕」とあることからすれば、「即祭主以上非顕」というのは、「以上（神部直速日まで）の祭主による祭祀のあり方は明らかではない」という意味にも解釈できよう。

それとはともかく、【史料1】における第一の主張は、粟鹿大神を祭ったことにより「神部直」の姓を賜ったという点にあるといつてよい。系譜全体としても、神部直氏が代々粟鹿大神の祭

主を世襲してきた一族であるという点を、第一の主張としているのは明らかである。「又但馬国国造定給伎」という部分については、成務朝に国造が定められたとする記紀の伝承に基づいて付け足された部分という感が強いのである。

次に、【史料2】であるが、これによれば、第二十二代神部直忍は、「磐余稚桜宮御宇息長大足姫天皇御世」（神功皇后の時代）に、但馬国の人民を率い、粟鹿大神の「荒術魂」を船鼻に著けて百済に渡り奉仕し、帰国後は同朝廷において神事（粟鹿大神の祭祀）を取り持ったことにより、但馬国造に任じられたという。この記述も、記紀の神功皇后による「新羅征討」伝承に対応することが明らかである。

鈴木正信は、この尻付には「新羅」ではなく「百済」とあることに注目し、尻付の文章は、記紀の伝承による作文ではなく、神部直氏が但馬国造として国造軍を編成し対外交渉に従事した事実を、神功皇后の時代に仮託したものと考えられるとしている¹⁶。ただ、記紀の伝承においては、百済の服属も述べられており、「荒術魂召著_二於船鼻_一」という尻付の表現と、『日本書紀』神功皇后摂政前紀（仲哀天皇九年九月己卯条）の「和魂服_二王身_一而守_二寿命_一。荒魂為_二先鋒而導_二師船_一」「擣_二荒魂_一、為_二軍先鋒_一、請_二和魂_一、為_二王船鎮_一」という文章との類似も指摘できる。この尻付の文章が、記紀の伝承を参考に作成された可能性は高いといつてよいであろう。

また、この尻付における朝鮮半島への出兵という内容は、【史料4】の内容とも共通している。

つまり、第三十代神部直根閏の朝鮮出兵参加という事実に基づき、神功皇后の出兵にも一族が参加したことを示そうとした作文とみることとも可能である。もちろんそれだからといって、神部直氏の但馬国造就任は事実ではないと積極的に主張できるわけではないが、それを事実とする積極的根拠にもならないということは指摘できよう。

次に、【史料3】¹⁶ についてであるが、これによれば、第二十九代神部直万侶は、「難波長柄豊前宮御宇天万豊日天皇御世」(孝徳朝)に、天下に「郡領」と「国造懸領」を定めた時、「朝来郡国造」のを取り持ったことにより、「大九位」に叙されたというのである。難解な表現を多く含むが、従来の指摘のとおり、「国造懸領」の「懸」は「県」、「大九位」の「九」は「乙」の誤りとみてよいであろう。また「郡領」は「評造」、朝来郡は「朝来評」を指すと考えられるが、問題は「朝来郡国造」である。

これを「朝来郡(評)の国造」と読み、「朝来評造」のことを指すとする解釈もあるが、直前の文章に「郡領并国造懸領」とあることからすれば、「郡領」(評造)と「国造」は区別されているとみなければならぬ。¹⁸ 次の【史料4】¹⁷に、神部直根閏がはじめて朝来郡(評)の大領(評造)に任じられたとあることから、こここの「朝来郡国造」を朝来評造のことと解釈するのは疑問である。

「某郡国造」(某郡の国造)というのは、ほかにみられない表現であり、ここは「朝来郡の国

造」と読むのではなく、「朝来郡国造事取持申」で、「朝来郡にて国造の事取り持ち申す」と読むのが妥当なのではなからうか。すなわち、朝来郡（評）において国造（但馬国造）の任務に就いたという意味に解されるのである。とするならば、この尻付においても、神部直氏は但馬国造に任じられた一族であると主張していることになる。しかし、それが事実に基づく記述であるか否かは、また別問題である。¹⁹⁾

次に、【史料4】であるが、これによれば、第三十代神部直根閑は、「後岡本朝廷御宇天豊財重日足姫天皇御宇時」（斉明朝）に、但馬国民を率いて新羅征討（百濟再興のための救援軍の派遣）に参加し、帰国後は同朝において、はじめて朝来郡の大領（朝来評の評造）に任命されたというのである。また「近江大津宮御宇天命開別天皇御宇」（天智朝）の庚午年籍の作成には、書箏を知ることによって「国政²⁰⁾」を取り持ち、「国造懸領并殿民源之是非」を「勘定」「注進」した、それが庚午年籍であるとも記している。「国造懸領并殿民源之是非」というのは、国造や懸（県）領および殿（諸氏族）に所属する人々の由来の是非という意味に解されるであろうから、「勘定」「注進」というのは、それらを調査してその結果を報告した（氏姓をもって所属を庚午年籍に明示した）ということであろう。

書箏を知ることによって庚午年籍の作成に携わったという点に注意するならば、「改新詔」（『日本書紀』大化二年正月朔条）の第二条には「其郡司、並取_下国造性識清廉堪_二時務_一者_上為_二

大領少領、強幹聡敏工^三書筆^一者為^二主政・主帳^一とあり、根闈は、実際には朝來郡の「大領」（朝來評の長官）ではなく、「主政・主帳」（評の三・四等官）として庚午年籍の作成に携わったとみることも可能であろう。一方、但馬国民を率いて百済救援軍に加わったという点に注目すれば、根闈は国造軍を率いた但馬国造であったと述べているとみることもできる。⁽²²⁾ そうであるならば、この尻付の文章においても、神部直氏は但馬国造に任じられた一族であったと主張していることになる。⁽²³⁾

以上、【史料1】から【史料4】までの文意について述べてきたが、要するに、これらの史料それ自体からは、神部直氏が実際に但馬国造を輩出した氏族であったか否かは判断し難いのである。次節においては、『元記』以外の但馬国造関係史料を検討することにした。

二 但馬国造関係史料の検討

まず、『先代旧事本紀』巻十「国造本紀」には、但馬（但遅麻）国造について次のようにみえる。

【史料5】「国造本紀」但遅麻国造条

但遅麻国造 志賀高穴穗朝御世、竹野君同祖彦坐王五世孫船穗足尼定^三賜国造^一。

「志賀高穴穗朝」（成務朝）に、彦坐王（開化天皇皇子）の五世孫である船穗足尼を但遅麻（但

馬) 国造に定めたといふのである。これは、成務朝に神部直速日が但馬国造に定められたとする『元記』の記述〔史料1〕と明らかに抵触する。

『古事記』開化天皇段の彦坐王系譜には、彦坐王三世孫の息長宿禰王と河俣稻依毘売との間に生まれた大多牟坂王を多遅摩国造の祖としており、「国造本紀」にいう船穗足尼の名はみえないが、両者の系譜は対応している。また彦坐王系譜には、息長宿禰王と葛城之高額比売との間に生まれた息長日子王を吉備品遅君の祖としており、「国造本紀」の吉備品治国造条には、「吉備品治国造 志賀高穴穗朝、多遅麻君同祖若角城命三世孫大船足尼定賜国造」とある。「国造本紀」の但遅麻国造条の「但遅麻国造」と、吉備品治国造条の「多遅麻君」は同一の氏、『古事記』の彦坐王系譜の「吉備品遅君」と、「国造本紀」の吉備品治国造条の「吉備品治国造」も同一の氏とみてよいであろうから、この点からも、『古事記』の彦坐王系譜と「国造本紀」の系譜は対応しているといえる。

なお、「国造本紀」には、但遅麻国造を「竹野君同祖」とするが、竹野君氏は、『古事記』開化天皇段に、開化天皇皇子の建豊波豆羅和氣王に注して「道守臣・忍海部造・御名部造・稲羽忍海部・丹波之竹野別・依網之阿毘古等之祖也」とみえる「丹波之竹野別」との関係が考えられる。「竹野」は右の呼称にも示されるように、のちの丹波国竹野郡(和銅六年に丹後国が設置されたのちは丹後国に編入)に対応する地名とみることができる。『古事記』開化天皇段に

よれば、天皇が丹波大県主の娘の竹野比売を妻としたとあるのをはじめ、開化天皇および彦坐王系譜の人物と丹波との結びつきは強い。多遅麻国造を竹野君と同祖とする「国造本紀」の系譜は、この点も含めて、『古事記』の系譜と対応しているといつてよいであろう。²⁶⁾

これらのことからすれば、但馬国造を世襲した氏族は但馬君氏（彦坐王後裔氏族）であったとみるのがまずは妥当な解釈ということになる。

但馬君氏については、ほかに『播磨国風土記』揖保郡越部里条と『日本三代実録』元慶元年（八七七）四月十六日条に、次のような記事がみえる。

【史料6】『播磨国風土記』揖保郡越部里条

越部里（旧名皇子代里）。土中々。所_三以号_二皇子代_一者、勾宮天皇之世、寵人但馬君小津、蒙_レ寵賜_レ姓、為_二皇子代君_一而造_三三宅於此村_一、令_二仕奉_一之。故曰_二皇子代村_一。後、至_下上野大夫結_三卅戸_一之時_上、改号_二越部里_一。一云、自_二但馬国三宅_一越来。故号_二越部村_一。

【史料7】『日本三代実録』元慶元年四月十六日条

詔曰、朕聞、善政之報、靈貺不_レ違。洪化之符、神輸必至。朕以_三寡薄、辱奉_二丕基_一。徳未_レ動_レ天、恵非_レ感_レ物。而去正月即位之日、但馬国獲_二白雉_一。二月十日尾張国言、木蓮理。閏二月廿一日、備後国貢_二白鹿_一。（中略）宜_レ復_二尾張_一・但馬_一・備後等_三三国百姓当年徭役十日_一。就_レ中瑞所_レ出土、特須_二優矜_一。其芦田郡勿_レ輸_二今年之調_一。春部及養父郡並免_二当年

之庸^一。其接^二得神物^一者多治比部橘・但馬公得繼等叙^三正六位上、賜^レ物准^レ例。(後略)

【史料6】によれば、越部里は旧名を皇子代里といい、それは、但馬君小津が「勾宮天皇」(安閑天皇)の寵愛を受け、皇子代君の姓を賜り、この地に三宅(屯倉)を造つて奉仕したので皇子代といったものである。これをそのまま事実の伝えとみるのは疑問であろうが、この記事が但馬君小津を中央に出仕した人物として描いていることは明らかである。そこには、小津は但馬国造の一族であり、そのため中央に出仕していたという認識の存在がうかがえるであろう。またこの記事は、但馬君氏が隣国の播磨にもその勢力を有していたことを示す記事でもある。

【史料7】は元慶改元の詔であるが、これによれば、この年正月に但馬国から白雉が献上されたのを受けて、但馬国の百姓の当年の徭役十日と、白雉が発見された養父郡の今年の調が免除され、白雉を捕らえた但馬公得繼には正六位上の叙位と賜物があつたというのである。「但馬公」は「但馬君」と同一とみてよいであろうから、この記事は、九世紀後半の段階において、但馬君氏の人物が養父郡に居住していたことを示している。後述のとおり、養父郡は郡領氏族である日下部氏の本拠地と考えられるが、この記事からは、かつて但馬君氏の勢力が養父郡の地域にまでおよんでいたと推測することも可能であろう。²⁷⁾

これらの点も、但馬国造を但馬君氏と考えるうえで好都合といってよい。「但馬君」という「国

名+カバネ」の氏姓も、国造の氏姓（職名的称号）として適合的である。

次に、そのほかの但馬国造関係記事についてであるが、まず『先代旧事本紀』巻五「天孫本紀」には、火明命の六世孫建田背命を「神服連・海部直・丹波国造・但馬国造等祖」とし、「国造本紀」や『古事記』の彦坐王系譜とは異なる系譜を掲げている。ここにいう「但馬国造」は、おそらく『新撰姓氏録』左京神別下に「火明命之後也」とみえる但馬海直氏と同氏であり、「天孫本紀」は、この但馬海直氏を但馬国の国造であったと主張しようとし、ここに「但馬国造」として掲げたものと考えられる。但馬海直氏が、実際に但馬国造に任じられた可能性は低いといつてよいであろう。

また、『播磨国風土記』飾磨郡安相里条と飾磨御宅条にも、以下のような但馬国造関係記事がみえる。

【史料8】『播磨国風土記』飾磨郡安相里条

安相里（長畝川）。土中々。右、所_三以称_二安相里_一者、品太天皇、從_二但馬_一巡行之時、緣_レ道不_レ撒_二御冠_一。故号_二陰山前_一。仍、国造豊忍別命、被_レ剥_レ名。爾時、但馬国造阿胡尼命申給。依_レ此赦_レ罪。即奉_二塩代田_一廿千代、有_レ名。塩代田佃、但馬国朝来人、到来居_二於此_一。故号_二安相里_一。（本名沙部云。後里名依_二改_レ字_二二字注_一、為_二安相里_一。）

【史料9】『播磨国風土記』飾磨郡飾磨御宅条

所^三以称^二飾磨御宅^一者、大雀天皇世、遣^レ人、喚^二意伎・出雲・伯耆・因幡・但馬五国造等^一。是時、五国造、即以^二召使^一為^二水手^一、而向^レ京之。以^レ此為^レ罪、即退^三於播磨國^一、令^レ作^レ田也。此時所^レ作之田、即号^二意伎田・出雲田・伯耆田・因幡田・但馬田^一。即彼田稻、収納之御宅、即号^二飾磨御宅^一。又云^二賀和良久三宅^一。

【史料8】は文意不分明なところもあるが、およそ次のような意味であろう。

「品^三太天皇^一（応神天皇）が但馬から播磨へ巡行した時、播磨国造の豊忍別命に「御冠」を用意しなかつた不備があつたため、豊忍別命は「国造」の名を剥奪された。その時、但馬国造の阿胡尼命が申し開きをしてくれたため、豊忍別命は罪を許され、「塩代田」（罪の償いのための塩の代わりの田）を献上して、「国造」（播磨国造）の名を回復した。その田の耕作には、但馬国の朝来（あさこ）の人が到来して居住し、従事した。そのため安相（あさこ）の里と名付けた。

粟鹿神社所蔵の『田道間国造日下部足尼家譜大綱』（以下『家譜』と略記する）には、「国造本紀」に但馬国造に定められたとある「船穂足尼」の子として「豊忍別乃君」の名を載せており、ここにいう「豊忍別命」がそれと同一人であれば、豊忍別命は但馬国造ということになる（『家譜』には、ここに「但馬国造阿胡尼命」とある阿胡尼命の名は載せられていない）。一方、『日本書紀』仁徳天皇四十年条には、「播磨佐伯直阿俄能胡」が私地を献上して罪を免れたとあ

り、阿俄能胡と、ここにいう「但馬国造阿胡尼命」は、その名や私地の献上による免罪という内容に共通性が認められる。しかし播磨佐伯直氏は、『新撰姓氏録』右京皇別下の佐伯直条や、「国造本紀」の針間国造条によれば、播磨国造であった氏である⁽²⁸⁾。

これらのことから、日本古典文学大系本『風土記』の当該部分の補注には、「風土記の記事は、但馬国造とあつて然るべき豊忍別命と播磨国造とあつてふさわしい阿胡尼命を互いに入れ替えて、前者を播磨国造、後者を但馬国造とした伝承によつたものと認めるべきであろう」との指摘がある⁽²⁹⁾。おそらくそのとおりと考えられるが、とするならば、風土記の伝承以前に、豊忍別命（豊忍別乃君）を但馬国造とする伝えが存在していたことになる。

『家譜』は、後述のとおり、但馬の日下部氏が、自らの系譜を但馬国造の系譜（彦坐王系譜）に結びつけるために作成したとみられる系譜であるが、そのなかに、古い伝えの含まれている可能性は否定できない。『家譜』には、『古事記』の彦坐王系譜に但馬国造の祖とある「大多牟坂王」の子として、「国造本紀」の「船穂足尼」を載せ、その子として「豊忍別乃君」を載せるのであるが、すでに田中卓の指摘があるとおり、この部分は本来の伝えを遺す部分である可能性が高い⁽³⁰⁾。そしてその場合は、このことから、但馬国造を世襲した一族は但馬君氏（彦坐王後裔氏族）であったとみるのが妥当といえるのである。

【史料9】は、「大雀天皇世」（仁徳朝）に、意伎・出雲・伯耆・因幡・但馬の五国造が、天

皇の使いを水夫として上京した罪により、播磨国にそれぞれの田を作ることを命じられ、その收穫稲は飾磨御宅に収納されたという記事である。これは、国造の奉仕のあり方を考えるうえで興味深い記事であるが、ここから但馬国造の氏姓を推測することはできない。

最後に、「日下部系図」について検討したい。

これまで一般に、但馬の日下部氏が但馬君氏と同族と考えられてきたのは、日下部の中央伴造氏族である日下部連氏（天武朝の八色の姓制定により宿禰を賜与）が彦坐王を祖とする系譜を称し、但馬君氏と同系であること、『家譜』では但馬の日下部氏と但馬君氏をまさに同族としていること、などがその理由であったといえよう。しかし、『群書類従』所収の『日下部系図』および『日下部系図別本 朝倉系図』（以下『別本』と略記する）によれば、日下部氏は孝徳天皇を祖とする氏である。日下部氏が本来、但馬君氏と同じ彦坐王系譜を称していたならば、わざわざこのような系譜を作成する必要はなく、紅林恰の説くとおり、日下部氏の系譜としては、こちらにオリジナリティーを認めるべきであろう。

『日下部系図』および『別本』によれば、孝徳天皇皇子の有馬皇子の子の表米が、養父郡の大領に任じられたとされる。

【史料10】『日下部系図』表米の尻付

養父郡大領。天智天皇御宇異賊襲来時、為_二防戦大将_一、賜_二日下部姓_一。於戰場、被_レ退_二忽

異賊^一。朱雀元年甲申三月十五日卒。朝来郡久世田莊賀納岳奉^二祝表米大明神^一。

【史料11】『別本』表米の尻付

難波ノ朝廷、戊申年養父郡ノ大領ニ補佐セラル。在任三年。

【史料10】の内容には疑問が多いが、【史料11】とあわせて読むならば、表米が難波朝廷（孝徳朝）の「戊申年」、すなわち大化四年（六四八）に「養父郡」（養父評）の「大領」（評造）に任じられたということは、事実の伝えとみてよいであろう。孝徳朝の評造であった表米が孝徳の孫にあたるというのは世代的に不自然であり、この点を事実とすることはできないが、おそらく日下部氏は、養父評の評造に任じられたことによつて、それまで日下部の地方伴造であったことを公認され、天智朝の庚午年籍で「日下部」という姓が賜与されたのであろう。【史料10】に「賜^二日下部姓^一」とあるのはそのことを示すものと考えられる。

また、表米の子の都牟自と荒島の尻付には次のようにある。

【史料12】『日下部系図』都牟自の尻付（『別本』も同じ内容）

嫡男。難波朝廷癸丑、養父郡補^二任少領^一、後是本朝在^レ任。己未年転^二任大領^一、至^三飛鳥朝^一。

在任三十一ヶ年。癸未年死。

【史料13】『日下部系図』荒島の尻付（『別本』も同じ内容）

次男。右人己佐美家地官舎奉^二藤原朝廷^一。戊戌年補^二任朝来郡大領^一、至^三奈良朝廷^一。在任

十五年。大領、正八位下。

【史料12】によれば、都牟自は「難波朝廷」（孝徳朝）の「癸丑」（白雉四年＝六五三年）に養父郡（評）の少領（次官）に任じられ、「後是本朝」（「是」は「岡」の誤りで、「後岡本朝」すなわち斉明朝のことと考えられる）の「己未年」（斉明五年＝六五九年）に大領（長官）に転じ、「飛鳥朝」（天武朝）の「癸未年」（天武十二年＝六八三年）に死去したというのである。また、【史料13】によれば、荒島は「藤原朝廷」（文武朝）の「戊戌年」（文武二年＝六九八年）に朝来郡（評）の「大領」（長官）に任じられ、在任十五年、「奈良朝廷」（元明朝）に至ったとされる。これらの記述は、干支によって具体的年代を記すことからして、事実の伝えとみてよいであろう。以後、『日下部系図』および『別本』には、日下部氏の人物が養父郡と朝来郡の郡領に任じられていったとするのであが、この点も事実と考えられる。

そして、『日下部系図』には、荒島の子の弘道と、弘道の弟である老の子の大継の尻付に「国造兵衛」とあり、『別本』には、加えて大継の弟の子祖父の尻付にも「国造兵衛」とみえる。但馬国造との関わりでいえば、この点が注意されるのである。「国造兵衛」とは、国造氏から任用された兵衛と考えられ、³³⁾国造氏は、『続日本紀』大宝二年（七〇二）四月庚戌条に「詔定諸国国造之氏」。其名具^三国造記」とみえる「国造之氏」のことであり、選叙令郡司条に郡領への優先任用を定められた「国造」は、この「国造之氏」を指すと考えられる。³⁴⁾したがって、

これらの尻付からすると、弘道・大継・子祖父の頃（八世紀中頃から後半か）には、日下部氏は但馬国造氏であったことになる。しかも、大宝二年に「国造之氏」に認定されたのは、原則として国造制下において実際に国造を世襲していた一族とみてよいから（ただしあくまで原則である）、日下部氏は但馬国造であった可能性が高いということになる。

一方、「国造本紀」に但馬国造（多遅麻国造）として掲げられているのは但馬君氏であり、「国造本紀」は大宝二年の「国造記」を原資料としている可能性が高く、「国造本紀」の「国造」も、原則として「国造之氏」を載せたものと考えられる。⁽³⁵⁾従来、但馬君氏と日下部氏を同族としてきた理由は、この点にもあつたといえよう。

しかし、『日下部系図』および『別本』の「国造兵衛」については、大宝二年の段階で「国造之氏」に認定された但馬君氏（実際に但馬国造を世襲した一族）に替わって、八世紀中頃に日下部氏が「国造之氏」に認定されたことを示すと解することも可能であろう。また、日下部氏が自氏を顕彰するために、「国造兵衛」を自称したという可能性も否定できない。『日下部系図』および『別本』に、八世紀中頃から後半の日下部氏の人物が「国造兵衛」と記されているからといって、国造制下の日下部氏が但馬国造であったということにはならないのである。

以上、本節では、『元記』以外の但馬国造関係史料について検討してきた。結論を繰り返せば、国造制下において但馬国造に就任したのは一貫して但馬君氏であったと考えられるというこ

とである。したがって、前節で取り上げた『元記』の「国造」（但馬国造）については、やはり、神部直氏が自氏を顕彰し、郡領への優先任用の認められた国造氏であることを主張するために述作したもの、とみるのが妥当と考えられるのである。

註

- (1) 『粟鹿大明神元記』の書誌学的研究やその史料性については、是澤恭三「粟鹿神社祭神の新発見」(『神道宗教』一〇、一九五五年)。同「粟鹿大明神元記の研究(一)」(『日本学士院紀要』一四—三、一九五六年)。同「粟鹿大明神元記の研究(二)」(『日本学士院紀要』一五一—、一九五七年)。同「但馬国朝来郡粟鹿大明神元記に就いて」(『書陵部紀要』九、一九五八年)。田中卓「日本国家の成立と諸氏族」(田中卓著作集2、国書刊行会、一九八六年)第十「古代氏族の系譜」(初出は一九五六年)。溝口睦子「日本古代氏族系譜の成立」(学習院、一九八二年)第三章「個別系譜の研究」。義江明子「日本古代系譜様式論」(吉川弘文館、二〇〇〇年)第I部第三章「出自系譜の形成と王統譜」(初出は一九九二年)。鈴木正信「大神氏の研究」(雄山閣、二〇一四年)第三章「大神氏の系図」など参照。
- (2) 篠川賢「日本古代国造制の研究」(吉川弘文館、一九九六年。以下『拙著』と略記する)一三五—二二六頁。
- (3) 田中卓「日本国家の成立と諸氏族」(前掲)三六四頁。
- (4) 佐伯有清・高嶋弘志編『国造・県主関係史料集』(近藤出版社、一九八二年)一七七頁、補注。
- (5) 鈴木正信「大神氏の研究」(前掲)二二五—二二七頁。

- (6) 紅林怜「但馬君氏についての一考察」(加藤謙吉編『日本古代の王権と地方』大和書房、二〇一五年) 二二六～二二七頁。同「但馬君氏と但馬国の有力氏族」(『常民文化』三九、二〇一六年) 八六～八七頁。
- (7) 『元記』の引用は、鈴木正信『大神氏の研究』(前掲) 所載の翻刻(『多和叢書』所収の「粟鹿大明神元記」を底本とする)による(返り点、句読点は筆者)。
- (8) 溝口睦子『日本古代氏族系譜の研究』(前掲) 二四〇～二四一頁。
- (9) 『続日本紀』和銅六年四月乙未条に、「割_二丹波国五郡、始置_二丹後国_一。割_二備前国六郡、始置_二美作国_一(後略)」とある。
- (10) 国郡里制の「里」の表記が「郷」に変わるのには、靈龜三年(七二七)以降のことと考えられる。鎌田元一「郷里制の施行と靈龜元年式」(『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年、初出は一九九一年) 参照。
- (11) 溝口睦子『日本古代氏族系譜の研究』(前掲) 三二六～三三三頁。
- (12) 鈴木正信『大神氏の研究』(前掲) 二二六～二二三頁。
- (13) 是澤恭三「粟鹿大明神元記の研究(二)」(前掲) 四八頁。
- (14) この第十八代大彦速命(あるいはその一代前の第十七代太多彦命)以降が、神部直氏独自の系譜部分と考えられる。
- (15) 第二十九代神部直万侶と第三十代神部直根閑の尻付には「粟鹿大神祭主奉仕」の記述はないが、「忌部祝卅人、忌酒女祝卅人」などの記述があり(このような記述は第二十五代神部直宿奈以降にみえる)、万侶と根閑も、粟鹿大神の祭主であったことは明らかである。
- (16) 鈴木正信『大神氏の研究』(前掲) 二二五～二二六頁。

- (17) 森公章「評の成立と評造」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九八七年)。
山尾幸久「大化年間の国司・郡司」(『立命館文学』五三〇、一九九三年)など。
- (18) 「懸(県)領」については、孝徳朝の段階で県主・稻置・地方伴造などの地位にあったことを認められた人物の意味に解しておきたい。
- (19) なお、この尻付の文章に「難波長柄豊前宮御宇天万豊日天皇御世、天下郡領并国造懸領定給」とあるのは、孝徳朝に評制が全面的に施行され、同時に国造制の再編も行われ、その後も国造は存続したとする私見(『拙著』二二三～二五三頁ほか)に適合的である。
- (20) ここでいう「国政」は、国家の政務としての庚午年籍の作成を意味するとみるのが妥当であろう。
- (21) 選叙令郡司条には「凡郡司、取_下性識清廉堪_三時務_一者_上為大領・少領、強幹聡敏工_三書計_一者_上為主政・主帳。其大領外從八位上、少領外從八位下叙之。」(『其大領・少領、才用同者、先取_三国造_一。』)とある。
- (22) その場合、「国政」というのは但馬国の政務を指すとして、「国政取持」で但馬国造の任に就いたことを意味すると解釈することもできる。またその場合の根拠は、但馬国造と朝来評造を兼任していたということになる。
- (23) なお、「神戸里」以下の最後の部分も難解であるが、「己」は「巳」(すでに)の誤りであり、条里に基づく田と「野山林」を、すでに神戸里に切り分け奉ったという意味であろう。田中卓『日本国家の成立と諸氏族』(前掲)三五〇頁参照。
- (24) なお、粟鹿神社所蔵の『田道間国造日下部足尼家譜大綱』には、「国造本紀」の船穂足尼を、彦坐王系譜にいう大多牟坂王の子としている。この点については、のちに再び取り上げることにはしたい。
- (25) 前掲注(9)参照。
- (26) 『倭名類聚抄』に但馬国美含郡竹野郷がみえることからすると、「竹野」は但馬国内の地名である可

能性も考えられるが、その場合も、「国造本紀」の多遲麻国造系譜に不自然さはないといえよう。

(27) 紅林怜「但馬君氏と但馬国の有力氏族」(前掲) 八三頁に、この指摘がある。

(28) 『新撰姓氏録』右京皇別下の佐伯直条には、「景行天皇皇子稻背入彦命之後也。男御諸別命、稚足彦天皇(諡成務)御代、中三分針間国^レ給^レ之。仍号^二針間別^一。男阿良都命(一名伊許自別)、菅田天皇為^レ定^二国堺^一、車駕巡幸、到^二針間国神崎郡瓦村東岡上^一。于^レ時青菜葉自^二岡辺川^一流下。天皇詔^レ応^二川上有^レ人也。仍差^二伊許自別命^一往問。(中略)伊許自別命以^レ状復奏。天皇詔曰、宜^二汝為^レ君治^レ之。即賜^二氏針間別佐伯直^一。(佐伯者所謂氏姓也。直者謂^レ君也。)爾後至^二庚午年^一、脱^二落針間別三字^一、偏為^二佐伯直^一。」とあり、「国造本紀」の針間国造条には、「志賀高穴穗朝、稻背入彦命孫伊許自別命定^二賜国造^一。」とある。

(29) 秋本吉郎校注『日本古典文学大系2 風土記』(岩波書店、一九五八年) 三五四頁。

(30) 田中卓『日本国家の成立と諸氏族』(前掲) 三六二～三六三頁。

(31) 『新撰姓氏録』山城国皇別に日下部宿禰を載せ、「開化天皇皇子、彦坐命之後也」とある。

(32) 前掲注(6)に同じ。

(33) 『拙著』三〇三～三〇五頁。

(34) 『拙著』二九七～三〇六頁ほか参照。

(35) 『拙著』四一四～四二二頁ほか参照。